

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
10月15日
(火曜日)

目次

- 規則
山口県会計規則の一部を改正する規則(会計課)……………
- 告示
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………
- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定辞退の届出(厚政課)……………
- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定辞退の届出(厚政課)……………
- 家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告(畜産振興課)……………



山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第五十八号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第百八十七条第一項中「及び当該源泉徴収に係る所得税等に係る払込書又は納入書」を「その他当該払出しに必要な書類」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 会計管理者は、前項の通知を受けたときは、支払の事例により当該源泉徴収に係る所得税等の払出しをしなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第二百九十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和六年十月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医	療 所	在 地	廃 止 年 月 日
医療法人内平皮膚科	防府市天神二丁目六番三号	山口県防府市	令和六、八、一
吉武医院	山陽小野田市厚狭字沖田二七の一	山口県山陽小野田市	〃 〃 一〇
ホワイト歯科	宇部市南小羽山町一丁目一番四号	山口県宇部市	〃 〃 九
防府リョーマデンタルクリニック総合歯科矯正歯科	防府市鐘紡町七番一号	山口県防府市	七、三一
サンセル薬局	山口市駅通り二丁目二番一七号	山口県山口市	〃 〃 二八

山口県告示第二百九十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和六年十月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医	療 所	在 地	指 定 年 月 日
防府リョーマデンタルクリニック総合歯科矯正歯科	防府市鐘紡町七番一号	山口県防府市	令和六、八、一
サンセル薬局	山口市駅通り二丁目三番三号	山口県山口市	七、二八

指定訪問看護事業者等 主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等 所在地	指定年月日
合同会社結 防府市八王子二丁目一―番二〇 訪問看護ステーションゆい 防府市泉町二四 番八号		令和六、 八、一

山口県告示第二百九十二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十五条の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和六年十月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	療 所	機 関	在 地	指 定 辞 退 年 月 日
あさひ薬局大内店	山口市大内千坊五丁目一番一号			令和六、 八、三一

山口県告示第二百九十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五十二条の規定により、次のとおり報告を求める。

家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告に関する告示（令和六年山口県告示第百七十号）は、廃止する。

令和六年十月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザの蔓延を防止するため
- 二 報告すべき者
報告の対象となる期間のいずれかの日において、飼養している鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「鶏等」という。）の羽数の合計が百羽以上又は飼養しているだちょうの羽数が十羽以上である農場の所有者
- 三 報告すべき事項
二に掲げる農場において、毎週月曜日から日曜日までの間（初回の報告にあつては、令和六年十月七日から同月二十日までの間）に飼養し、及び死亡した鶏等の羽数

その他鶏等の羽数の増減に関する事項
四 報告書の提出期限

報告の対象となる期間の初日の属する週の翌週の月曜日正午（初回の報告にあつては、令和六年十月二十一日正午）

五 報告書の提出先

二に掲げる農場の所在地を所管する家畜保健衛生所

六 その他

高病原性鳥インフルエンザが発生した可能性があるときは、直ちにその旨を報告すること。

令和六年十月十五日印刷
令和六年十月十五日発行

発行人 山口県庁
山口県知事